

(証券コード3877)
平成28年6月28日

株主各位

東京都中央区銀座二丁目10番6号
中越パルプ工業株式会社
代表取締役社長 加藤 明 美

第100期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第100期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第100期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
◎ 本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 - 第100期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
◎ 本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

- ◎ 本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、当社普通株式1株につき金2円50銭、総額333,835,783円、その効力が生じる日を平成28年6月29日とすることに決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

- ◎ 本件は、原案どおり承認可決されました。定款の変更内容は、後記のとおりであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

- ◎ 本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に加藤明美、植松 久、高岸 伸、楠原勝市、三浦 新、地蔵繁樹の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

- ◎ 本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に小林 敬、杉島光一、山口敏彦の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

- ◎ 本件は、原案どおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300,000千円以内とすることに承認可決されました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

- ◎ 本件は、原案どおり監査等委員である取締役の報酬等の額を年額70,000千円以内とすることに承認可決されました。

以 上

お 知 ら せ

1. 本株主総会終結後に開催された取締役会および監査等委員会の決議により、取締役の構成は次のとおりとなりました。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

代表取締役社長	加藤 明美
専務取締役	植松 久
常務取締役	高岸 伸
常務取締役	楠原 勝市
取締役	三浦 新
取締役	地蔵 繁樹

※各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、執行役員を兼務いたします。

(2) 監査等委員である取締役

取締役 常任監査等委員（常勤）	小林 敬
社外取締役 監査等委員	杉島 光一
社外取締役 監査等委員	山口 敏彦

3. 本株主総会終結後に開催された取締役会の決議により、前記の取締役兼務の6名に加え、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

執行役員	要塚 由隆
執行役員	宮田 雄二
執行役員	皆吉 和彦

以 上

期末配当金のお支払いについて

本株主総会の決議により期末配当金は、1株につき金2円50銭と決定いたしましたので、同封の「第100期期末配当金領収証」により、払渡しの期間（平成28年6月29日から平成28年8月5日まで）内にお近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。

なお、配当金の振込先をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたのでご確認ください。

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 18 条 (条文省略)	第 5 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 19 条 当社の取締役は、 <u>20名以内</u> とする。	第 19 条 ① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>12名以内</u> とする。
(新 設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 20 条 ① 取締役は、株主総会において選任する。	第 20 条 ① 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 21 条 ① <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 ① 取締役会の招集通知は、会 日の3日前までに各取締役お よび各監査役に対して発す る。ただし、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮す ることができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員 の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職 務執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益(以下、「報酬 等」という。)は、株主総会の決 議によって定める。</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監 査等委員である取締役の補欠 として選任された監査等委員 である取締役の任期は、退任 した監査等委員である取締 役の任期の満了する時までとす る。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 ① 取締役会の招集通知は、会 日の3日前までに各取締役に 対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意がある ときは、招集の手続きを経な いで取締役会を開催すること ができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の 13第6項の規定により、その決議 によって重要な業務執行(同条第 5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役 に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職 務執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益は、<u>監査等委員 である取締役とそれ以外の取締 役とを区別して、株主総会の決議 によって定める。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 ① 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 ① 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役および常任監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定し、必要により常任監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 ① 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数によって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

変 更 前	変 更 後
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 ① 当社は、社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員および常任監査等委員)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員および常任監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 ① 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会計監査人との間で、<u>当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(<u>会計監査人の責任限定契約</u>)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>社外監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>第100期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上

